

T P P 協定対応資金

平成28年度から、新たに「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定対応資金」を創設しました。

■ 融資対象者

山形県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、次の要件に該当する方

- (1) T P P 協定加盟国向けの輸出に係る増産や受注増加等に対応するための設備投資を行う方
- (2) T P P 協定の発効に伴う輸入増等の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比して減少し、経営に支障をきたしている方

■ 融資条件

資金用途	(1) 当該事業を行うに必要な設備資金、運転資金（当該事業に必要となる建物の建設経費及び用地の取得費用を含みます）
	(2) 運転資金
限度額	(1) 設備資金：1億5千万円以内 運転資金：5千万円以内
	(2) 5千万円以内
期間	(1) 設備資金：15年以内（うち据置2年以内） （建物の新築の場合は20年以内） 運転資金：7年以内（うち据置2年以内）
	(2) 10年以内（うち据置2年以内）
利率	年1.6%（固定金利）
担保・保証人	金融機関の定めるところによる
返済方法	元金均等月賦償還
申込先	山形県内に本店を持つ銀行・信用金庫・信用組合 及び七十七銀行・北都銀行・商工中金の県内各支店

※ 融資に際しては金融機関の審査があり、ご希望通りにならない場合もありますのでご了承ください。

■ 保証料補給について

山形県信用保証協会の信用保証を利用する場合、県と市町村が信用保証料を一部支援します。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部中小企業振興課（金融担当） TEL：023-630-2359